

## 「グループ保険制度 きずな」中途加入用パンフレット読替表

京都市市町村職員共済組合

グループ保険制度きずなの令和7年7月1日中途加入の取扱いに関しましては、令和6年10月1日更新時のパンフレットに記載した文言を当資料に記載のとおり読み替えます。

ご加入に際しましては、必ず当資料とパンフレットをご参照のうえお申し込みください。

### ■令和7年7月1日中途加入のポイント

<中途加入日>令和7年7月1日(火)

<保険期間>令和7年7月1日(火)～令和7年9月30日(火)

<申込締切日>令和7年4月21日(月)

<申込方法>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

<月額掛金>パンフレットに記載の、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、きずな医療プラス、および就業不能充実コースの掛金は正規掛金です。また、きずな傷害、および傷害充実コースの掛金は確定掛金です。

<配当金>グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、および就業不能充実コースは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払する仕組みになっています。ただし、今回は3ヵ月間(令和7年7月1日～令和7年9月30日)で収支計算を行います。

### ■令和7年7月1日中途加入の取扱制度一覧

制度名称	加入対象区分		
	本人	配偶者	子ども
グループ保険きずな	○	○	○
きずなプラス	○	○	—
きずな医療	○	○	○
きずな医療プラス	○	○	○
きずな傷害	○	○	○
就業不能充実コース	○	—	—
傷害充実コース	○	○	○

※グループ保険きずなのボーナス併用コース、医療充実コース(生保部分、損保部分)、および三大成人病充実コースについては、今回の中途では新規加入できません。

※三大成人病長期療養コースおよびふれ愛は既加入者専用の制度です。新規加入・増額のお取扱いはございません。

※今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意願います。

- ・既に本制度にご加入している方(配偶者・子どもを含みます)の、コース(保険金額・給付金額)変更
- ・既に本制度にご加入している本人の、配偶者・子どもの追加加入

※制度内容はパンフレットの下記ページに記載しています。

グループ保険きずな(P5～7)、きずなプラス(P11～16)、きずな医療(P17, 18)、きずな医療プラス(P19, 20)、きずな傷害(P21)、就業不能充実コース(P22, 23)、傷害充実コース(P24, 25)

※制度内容等詳細については、パンフレットをご一読ください。

**意向確認【ご加入前のご確認】**

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障（補償）内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入）ください。

**意向確認【ご加入前のご確認】**

グループ保険きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

商品名	説明文
【生命保険】こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険	● 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。

きずなプラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

商品名	説明文
【生命保険】年金払特約付障害特約付新・団体定期保険	● 死亡・高度障害・障害状態（障害年金 1 級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金を（一時金または年金として）お支払いします。 ● 障害状態（障害年金 1 級、2 級）の場合、障害初期給付金をお支払いします。

きずな医療は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

商品名	説明文
【生命保険】短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）	● 病気やケガで継続して 2 日以上入院した場合、入院給付金を 1 日目からお支払いします。

きずな医療プラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

商品名	説明文
【生命保険】家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険	● 病気やケガで入院した場合、給付金をお支払いします。 ● 入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。 ● 先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

きずな傷害は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

商品名	説明文
【損害保険】熱中症補償特約付食中毒補償特約付通院保険金のみの支払特約付天災補償特約付普通傷害保険	● 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより通院をした場合、保険金をお支払いします。

### 意向確認【ご加入前のご確認】

就業不能充実コースは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

商品名	説明文
【生命保険】特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就業不能状態が不支給期間20日を超えて継続している場合に、給付金をお支払いします。</li> <li>● 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神疾患による就業不能状態もお支払いします。 ※ 不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。</li> </ul>

傷害充実コースは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

商品名	説明文
【損害保険】熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付傷害総合保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。</li> <li>● 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。</li> </ul>

### ■その他読替事項

以下の内容をご確認ください。

ページ	項目	パンフレット記載内容（読み替え前）	読み替え内容（今回の中途加入の場合）
表紙	更新年度	令和6年度10月更新のご案内	令和7年7月中途加入のご案内
	グループ保険制度の特長②	1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付します。 ※ 配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースです。	1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付します。ただし、今回は <b>3ヵ月</b> で収支計算を行います。 ※ 配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースです。
	申込締切日	令和6年7月1日（月）	令和7年4月21日（月）
	手続きに関するお問い合わせ先（申込方法・制度内容等）	0120-355-568 手続き期間中のみ（令和6年5月21日（火）～7月1日（月））（土・日・祝除く）の9:00～17:00 ※ 手続き期間終了後は075-212-4129まで 受付：明治安田生命保険相互会社 関西公法人部 法人営業第二部	<b>フリーダイヤルの開設期間外のため、ご利用いただけません。</b> <b>お問い合わせは075-212-4129まで</b> 平日（土・日・祝除く）9:00～17:00 受付：明治安田生命保険相互会社 関西公法人部 法人営業第二部
1, 2	グループ保険制度の概要	※1 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付される仕組みとなっています。（配当金のお支払い対象はグループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースのみです。その他の制度については配当金はありません。）	※1 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付される仕組みとなっています。ただし、今回は <b>3ヵ月</b> で収支計算を行います。（配当金のお支払い対象はグループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースのみです。その他の制度については配当金はありません。）
4	制度運営の仕組み	配当金のしくみ 収支計算は1年ごとに行います。加入者から納入された掛金の中から保険金や制度運営費等を支払い、その結果、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。 なお、配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、および就業不能充実コースです。  ※ この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。	配当金のしくみ 収支計算は1年ごとに行います。加入者から納入された掛金の中から保険金や制度運営費等を支払い、その結果、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。ただし、今回は <b>3ヵ月</b> で収支計算を行います。 なお、配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、および就業不能充実コースです。  ※ この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。ただし、今回は <b>3ヵ月</b> で収支計算を行います。

ページ	項目	パンフレット記載内容（読み替え前）	読み替え内容（今回の中途加入の場合）
5	グループ保険きずな 今回の中途加入取扱い に関する注意	—	※ 今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできま <b>せん</b> のでご注意願います。 ・ 既に本制度にご加入している方（配偶者・子どもを含 みます）の、コース（保険金額）変更 ・ 既に本制度にご加入している本人の、配偶者・子ども の追加加入
6, 7	グループ保険きずな 月払のみコース 月額掛金	記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締 切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった場合 は初回に遡って精算致します。	記載の掛金は、正規掛金です。
	グループ保険きずな ボーナス併用コース	次ページに「ボーナス併用コース」が記載されてい ます	グループ保険きずなのボーナス併用コースについて、今 回は新規加入のお取扱いができません。
8~ 10	グループ保険きずな ボーナス併用コース 保障内容 月額掛金およびボナ ス払掛金	<コース> Y1, Z2, Z1, A2, A1, B3, B2, C2, B1, C1, D1, E1, F1, G1, H1	グループ保険きずなのボーナス併用コースについて、今 回は新規加入のお取扱いができません。
11	きずなプラス 今回の中途加入取扱い に関する注意	—	※ 今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできま <b>せん</b> のでご注意願います。 ・ 既に本制度にご加入している方（配偶者を含みます） の、コース（保険金額・給付金額）変更 ・ 既に本制度にご加入している本人の、配偶者の追加 加入
12, 13	きずなプラス 月額掛金	・ 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込 締切後3カ月以内に算出し概算掛金と異なった 場合は初回に遡って精算致します。	・ 記載の掛金は、正規掛金です。
17, 18	きずな医療 今回の中途加入取扱い に関する注意	—	※ 今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできま <b>せん</b> のでご注意願います。 ・ 既に本制度にご加入している方（配偶者・子どもを含 みます）の、コース（給付金額）変更 ・ 既に本制度にご加入している本人の、配偶者・子ども の追加加入
	きずな医療 配当金	● 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場 合、配当金としてお返しします。	● 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配 当金としてお返しします。ただし、今回は3カ月で収 支計算を行います。
	きずな医療 月額掛金	※ 記載の掛金は加入者が1,000名以上の場合の 掛金です。 したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金 は異なりますので、その場合は初回に遡って正 規掛金を適用させていただきます。	・ 記載の掛金は、正規掛金です。
19, 20	きずな医療プラス 今回の中途加入取扱い に関する注意	—	※ 今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできま <b>せん</b> のでご注意願います。 ・ 既に本制度にご加入している方（配偶者・子どもを含 みます）の、コース（給付金額）変更 ・ 既に本制度にご加入している本人の、配偶者・子ども の追加加入
	きずな医療プラス 月額掛金	※ 記載の掛金は加入者が1,000名以上2,999名 以下の場合の掛金です。 したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金 は異なりますので、その場合は初回に遡って正 規掛金を適用させていただきます。	・ 記載の掛金は、正規掛金です。
21	きずな傷害 今回の中途加入取扱い に関する注意	—	※ 今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできま <b>せん</b> のでご注意願います。 ・ 既に本制度にご加入している本人の、配偶者・子ども の追加加入
	きずな傷害 月額掛金	※ 記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金 は変動する可能性があります。	・ 記載の掛金は、確定掛金です。

ページ	項目	パンフレット記載内容（読み替え前）	読み替え内容（今回の中途加入の場合）
22, 23	就業不能充実コース 今回の中途加入取扱い に関する注意	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意ください。</li> <li>既に本制度にご加入している方の、コース（保険金額）変更</li> </ul>
	就業不能充実コース 配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合に、配当金をお支払いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合に、配当金をお支払いします。ただし、今回は3ヵ月で収支計算を行います。</li> </ul>
	就業不能充実コース 月額掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の掛金は加入者が1,000名未満の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の掛金は、正規掛金です。</li> </ul>
24, 25	傷害充実コース 今回の中途加入取扱い に関する注意	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 今回のご案内につきまして以下のお取扱いはできませんのでご注意ください。</li> <li>既に本制度にご加入している方（配偶者・子どもを含みます）の、コース（保険金額）変更</li> <li>既に本制度にご加入している本人の、配偶者・子どもの追加加入</li> </ul>
	傷害充実コース 月額掛金	※ 記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の掛金は、確定掛金です。</li> </ul>
40, 41	加入資格一覧	医療充実コース（生保部分、損保部分） 三大成人病充実コース	医療充実コース（生保部分、損保部分）および三大成人病充実コースについて、今回は新規加入のお取扱いができません。
43, 44	グループ保険きずな	保険期間 1年間（令和6年10月1日～翌年9月30日） で以後毎年更新します。	保険期間 3ヵ月間（令和7年7月1日～令和7年9月30日） で以後毎年1年ごとに更新します。
		掛金 毎月の給与から控除します（初回は10月分より） ボーナス払部分は、6月・12月の年2回のボーナスより控除します。（初回は12月のボーナスより）	掛金 毎月の給与から控除します（初回は7月分より） なお、グループ保険きずなのボーナス併用コースについて、今回は新規加入のお取扱いができません。
		配当金 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします（年度途中で脱退された場合を除く）ので、実質的な負担は軽減されます。ただし、配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。	配当金 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします（年度途中で脱退された場合を除く）ので、実質的な負担は軽減されます。ただし、今回は3ヵ月で収支計算を行います。また、配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。
		申込方法 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	申込方法 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。
45, 46	きずなプラス	保険期間 1年間（令和6年10月1日～翌年9月30日） で以後毎年更新します。	保険期間 3ヵ月間（令和7年7月1日～令和7年9月30日） で以後毎年1年ごとに更新します。
		掛金 毎月の給与から控除します（初回は10月分より）	掛金 毎月の給与から控除します（初回は7月分より）
		配当金 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします（年度途中で脱退された場合を除く）ので、実質的な負担は軽減されます。ただし、配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。	配当金 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします（年度途中で脱退された場合を除く）ので、実質的な負担は軽減されます。ただし、今回は3ヵ月で収支計算を行います。また、配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。
		申込方法 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	申込方法 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

ページ	項目	パンフレット記載内容（読み替え前）	読み替え内容（今回の中途加入の場合）
47, 48	きすな医療	保険期間 1年間（令和6年10月1日～翌年9月30日） で以後毎年更新します。	保険期間 <b>3ヵ月間（令和7年7月1日～令和7年9月30日） で以後毎年1年ごとに更新します。</b>
		掛金 毎月の給与から控除します（初回は10月分より）	掛金 毎月の給与から控除します（初回は7月分より）
		配当金 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しいたします。（年度途中で脱退された場合を除く）	配当金 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しいたします。（年度途中で脱退された場合を除く）ただし、今回は <b>3ヵ月</b> で収支計算を行います。
		申込方法 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。（申込書はグループ保険きすなと併用です。） 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	申込方法 <b>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。（申込書はグループ保険きすなと併用です。）</b>
49～ 51	きすな医療プラス	保険期間 1年間（令和6年10月1日～翌年9月30日） で以後毎年更新します。	保険期間 <b>3ヵ月間（令和7年7月1日～令和7年9月30日） で以後毎年1年ごとに更新します。</b>
		掛金 毎月の給与から控除します（初回は10月分より）	掛金 毎月の給与から控除します（初回は7月分より）
		申込方法 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。（申込書はグループ保険きすなと併用です。） 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	申込方法 <b>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。（申込書はグループ保険きすなと併用です。）</b>
53	きすな傷害	保険期間 1年間（令和6年10月1日～翌年9月30日） で以後毎年更新します。	保険期間 <b>3ヵ月間（令和7年7月1日～令和7年9月30日） で以後毎年1年ごとに更新します。</b>
		掛金 毎月の給与から控除します（初回は10月分より）	掛金 毎月の給与から控除します（初回は7月分より）
		申込方法 所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。（申込書はグループ保険きすなと併用です。） 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	申込方法 <b>所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。（申込書はグループ保険きすなと併用です。）</b>
		保険金のお支払い内容等 ● 保険金のお支払いは、保険期間中（令和6年10月1日～翌年9月30日）に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りします。	保険金のお支払い内容等 ● 保険金のお支払いは、 <b>保険期間中（令和7年7月1日～令和7年9月30日）</b> に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りします。
54～ 58	就業不能充実コース	保険期間 1年間（令和6年10月1日～翌年9月30日） で以後毎年更新します。	保険期間 <b>3ヵ月間（令和7年7月1日～令和7年9月30日） で以後毎年1年ごとに更新します。</b>
		掛金 毎月の給与から控除します（初回は10月分より）	掛金 毎月の給与から控除します（初回は7月分より）
		申込方法 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。（申込書はグループ保険きすなと併用です。）	申込方法 <b>所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。（申込書はグループ保険きすなと併用です。）</b>
		配当金 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします（年度途中で脱退された場合を除く）ので、実質的な負担は軽減されます。	配当金 この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします（年度途中で脱退された場合を除く）ので、実質的な負担は軽減されます。ただし、今回は <b>3ヵ月</b> で収支計算を行います。

ページ	項目	パンフレット記載内容（読み替え前）	読み替え内容（今回の中途加入の場合）
59, 60	傷害充実コース	保険期間 1年間（令和6年10月1日～翌年9月30日） で以後毎年更新します。	保険期間 <b>3ヵ月間（令和7年7月1日～令和7年9月30日）</b> で以後毎年1年ごとに更新します。
		掛金 毎月の給与から控除します（初回は10月分より）	掛金 毎月の給与から控除します（初回は7月分より）
		● 保険金のお支払いは、保険期間中（令和6年10月1日～翌年9月30日）に生じた事故による 傷害・損害を原因とする場合に限りま	● 保険金のお支払いは、 <b>保険期間中（令和7年7月1日～令和7年9月30日）</b> に生じた事故による傷 害・損害を原因とする場合に限りま
		申込方法 所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出 ください。（申込書はグループ保険きずなと併用で す。） 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは 不要です。 また、申込書の提出がない場合も自動更新となりま す。	申込方法 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出 ください。（申込書はグループ保険きずなと併用です。）
76, 77	共通取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社からのお願い・ご注意</li> <li>・ &lt;告知の大切さに関するご案内&gt;</li> <li>・ 契約のしおり、約款のご案内</li> <li>・ 代理請求制度について</li> </ul>	グループ保険きずなのボーナス併用コース、医療充実 コース（生保部分・損保部分）、および三大成人病充実 コースについては、今回の中途では新規加入できませ ん。 なお、三大成人病長期療養コースおよびふれ愛は既加 入者専用の制度です。新規加入・増額のお取扱いはご ざいませ
78～ 83	健康情報活用商品につ いて	—	「健康サポート・キャッシュバック特約」の対象商品で ある医療充実コース（生保部分）、三大成人病充実コ ースについて、今回は新規加入のお取扱いができません。
84	契約概要・注意喚起情 報【生命保険】	契約概要【ご契約内容】	グループ保険きずなのボーナス併用コース、医療充実 コース（生保部分）、および三大成人病充実コースにつ いては、今回の中途では新規加入できません。 なお、ふれ愛は既加入者専用の制度です。新規加入・増 額のお取扱いはございませ
	契約概要【ご契約内容】 ⑥ 配当金	グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、 就業不能充実コースは1年ごとに収支計算を行ない、 剰余金が生じた場合は配当金としてお返ししま す。 きずな医療プラス、医療充実コース（生保部分）、 三大成人病充実コース、ふれ愛は、配当金はありませ ん。	グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業 不能充実コースは1年ごとに収支計算を行ない、剰余 金が生じた場合は配当金としてお返しします。ただし、 今回は3ヵ月で収支計算を行います。 きずな医療プラス、医療充実コース（生保部分）、三大 成人病充実コース、ふれ愛は、配当金はありません。
84～ 86	契約概要・注意喚起情 報【生命保険】	注意喚起情報【特に重要なお知らせ】	グループ保険きずなのボーナス併用コース、医療充実 コース（生保部分）、および三大成人病充実コースにつ いては、今回の中途では新規加入できません。 なお、ふれ愛は既加入者専用の制度です。新規加入・増 額のお取扱いはございませ
87 ～89	契約概要・注意喚起情 報【損害保険】	契約概要【ご契約内容】 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】	医療充実コース（損保部分）については、今回の中途で は新規加入できません。 なお、三大成人病長期療養コースは既加入者専用のコ ースです。新規加入・増額のお取扱いはございませ
裏 表 紙	加入申込書兼告知書の ご記入例	—	パンフレット裏表紙のご記入例に載っている加入申込 書兼告知書は令和6年10月更新のものです。 今回の中途加入は、別紙の「加入申込書兼告知書」に掲 載されているご記入例をご確認のうえお手続きしてく ださい。

MY-A-25-団-002044 MY-A-25-団-002045 MY-A-25-医-002046 MY-A-25-団医-002047 MY-A-25-D I -002048  
MYG-A-24-傷-946 MYG-A-24-傷総-947